

権現堂調節池水上太陽光発電設備設置事業公募型プロポーザル募集要領

1 趣旨

久喜市（以下「市」という。）は、令和3年4月に「久喜市ゼロカーボンシティ」を宣言し、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの排出抑制やエネルギーの地産地消に取り組んでいる。

本要領は、温室効果ガス排出量の削減及び電力の地産地消を目的として、埼玉県（以下「県」という。）が管理する権現堂調節池に、水上太陽光発電設備を設置し、発電、供給する水上太陽光発電設備設置事業者（以下「事業者」という。）を公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 事業内容

別紙仕様書のとおり

3 募集概要

(1) 募集の流れ

ア 市は、事業者に対し、公募型プロポーザル方式で事業者から企画提案を募集する。

イ 事業者は、別紙仕様書に基づき、企画提案書を作成し、市に提出する。

ウ 市は、「権現堂調節池水上太陽光発電設備設置事業審査会（以下「審査会」という。）」において企画提案書を審査し、評価結果に基づき、事業者を選定する。

(2) 募集条件等

ア 費用負担等

応募書類作成・提出に係る費用、施設の安全性の証明に要する費用、一般電気事業者との接続検討調査料、発電設備の設計、材料、工事、発電設備に係る公租公課、補助金申請等の各種手続き、維持管理等に係る一切の費用は、事業者の負担とする。

イ 事業終了後の設備の取扱い

契約締結期間の途中で事業を中止した場合又は電力売買契約が満了した場合は、事業者の負担と責任において、市の指定する期間内に発電設備を撤去し原状回復すること。

ウ 事業開始時期

令和9年3月末までに、水上太陽光発電設備を設置し、電力の供給を開始できるように計画すること。

なお、関係機関との協議が滞る等、設置スケジュールに遅れが生じる場合は、別途協議を行うこと。

4 応募資格

以下に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 国内に本社又は事業所のある法人又は団体（以下「法人等」という。）若しくは国内に本社のある法人を含む事業体であること。

- (2) 事業体の場合、代表となる法人等をあらかじめ定め、事業体の構成員の役割分担を明確にすること。
- (3) 事業を円滑に遂行できる総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力を有すること。
- (4) 以下のアからエのいずれの要件も満たしていること。事業体であるときは、その構成員の全てがアからエのいずれの要件も満たしていること。
 - ア 令和8年2月1日から契約締結の日までの間に、久喜市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱の規定に基づく指名停止措置を受けていない者、又は措置要件に該当していない者。
 - イ 以下の申立てがなされていない者。
 - (ア) 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て。
 - (イ) 会社更生法第17条に基づく更生手続開始の申立て。
 - (ウ) 民事再生法第21条の規定による再生手続の申立て。
 - ウ 国税、県税、市税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
 - エ 事業者等又はその代表者等が次のいずれにも該当しない者。
 - (ア) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者。
 - (イ) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、同じ。）又は暴力団が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - (ウ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等をしたと認められる者。
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
 - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

5 スケジュール

項目	日程
現地確認会及び質問受付期間 ※現地確認会は、右記の期間中にお申し込みください。日程調整後、ご連絡します。	令和8年2月27日（金）から 令和8年3月17日（火）16時30分まで
質問への回答	令和8年3月24日（火）までに市ホームページで回答
企画提案書受付期間	令和8年3月25日（水）から 令和8年4月22日（水）16時30分まで
企画提案書の審査	令和8年4月下旬（予定）
事業者の決定	令和8年4月下旬（予定）
協定書の締結	令和8年5月上旬（予定）

6 質問受付回答

- (1) 受付期間
令和8年2月27日（金）から
令和8年3月17日（火）16時30分まで
- (2) 質問方法
電子メールにて受け付けます。
別添の募集要領及び仕様書等に関する質問書により、下記アドレスに送信してください。
メールの件名は、【権現堂調節池太陽光事業質問】としてください。
- (3) 質問先アドレス
kankyo@city.kuki.lg.jp
- (4) 質問回答
令和8年3月24日（火）までに、市ホームページに回答を掲載します。

7 企画提案書等の提出

- (1) 受付期間
令和8年3月25日（水）から
令和8年4月22日（水）16時30分まで
- (2) 提出方法
持参又は郵送（必着）
- (3) 提出先
〒346-0192 埼玉県久喜市菖蒲町新堀38番地（菖蒲行政センター内）
久喜市役所 環境経済部 環境課
- (4) 提出書類・提出部数
正本1部、副本7部、電子媒体1部（CD-Rを正本に添付）
下記の点に留意して提出すること。
 - ・ 企画提案書は、次のアからコの資料で構成するものとする。
 - ・ 企画提案書の正本以外には、社名を特定できるような記載を絶対にしないこと。
 - ・ 企画提案書は、すべて日本語で作成すること。また、A4判ファイル製本、横書き、左綴じの印刷とし、インデックスを付けること。
 - ・ 様式ごとの最大ページ数の目安については、以下のとおりとする。
様式1「企画提案参加者概要、事業体の概要」（2ページ程度）
様式2「事業計画書」（8ページ程度）
様式3「施設明細書」（3ページ程度）
それ以外の様式については、原則1ページまでとする。
 - ・ 印刷は、様式ごとに可能な限り両面印刷で行う。
 - ・ 様式2「事業計画書」と様式3「施設明細書」は、必ず別添の記載要領を確認の上、記載すること。
 - ・ 専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表を適宜使用するなど見易く明確な企画提案書を作成すること。

- ・ ページの順番は、下記の番号順（アからコ）に従うこと。
 - ア 「応募申請書」 ※アは、正本のみに添付するものとする。
 - イ 「(様式1) 企画提案参加者概要、事業体の概要」
 - ウ 「(様式2) 事業計画書」
 - エ 「(様式3) 施設明細書」
 - オ 「(様式4) 設備整備費」
 - カ 「(様式5) 権現堂調節池における水上太陽光発電設備設置事業 収支計画書」
 - キ 「(別紙1) 水上太陽光発電設置場所」
 - ク 「(別紙2) 施工方法関連図面」
 - ケ 「(別紙3) 配置図・配線図」
 - コ 「(別紙4) 事業スケジュール」
- ※別紙1～4の様式は任意様式による。

○正本1部

下記提出書類は、前頁の企画提案書とは別にして提出すること。

※事業体による応募の場合は、構成員ごとに提出すること。

- サ 「(様式6) 誓約書兼承諾書」
- シ 「納税証明書」
 - (ア) 法人市町村民税・固定資産税を滞納していないことの証明
 - (イ) 消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明
- ス 添付資料
 - (ア) 会社・法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(3か月以内のもの)
 - (イ) 最新決算年度の事業報告書
 - (ウ) 貸借対照表(直近3期)
 - (エ) 損益計算書(直近3期)
 - (オ) 利益処分計算書及び附属明細書(直近3期)

8 審査方法等

(1) 審査方法

提出された企画提案書等に基づき、市が設置するプロポーザル「審査会」において、別表1「審査項目表」をもとに総合的に審査し、その結果を踏まえて、市が事業者を選定する。

なお、応募者が1者の場合でも、審査は実施する。

(2) 審査会の事務局

「審査会」の事務局を、環境経済部環境課に置く。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当する場合には、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載をした場合。

イ 「4 応募資格」に該当しないことが確認された場合。

ウ 本募集要領で明示している条件等を満たしていないと市が判断した場合。

9 選考結果の通知

市は、選考結果を、それぞれの応募者に対し書面により通知する。

10 協定書の締結

選定された事業者は、市と太陽光発電設備の設置等に関する協定書を締結する。

11 発電電力供給の協議

- (1) 市は、選定された事業者と、発電電力の供給に向けた協議を行う。
- (2) 協議の際、事業者の提案内容が、本募集要領で明示している条件等を満たしていないと市が判断した場合、事業者の決定を取り消すことがある。また、事業者の提案内容を尊重しながら、一部内容の変更を求めることがある。
- (3) 協議の成立の見込みがない場合、次順位の応募者を実施事業者として繰り上げることができる。

12 留意事項

- (1) 提示資料の取扱い
市が提供する資料は、応募に係る検討の目的以外で使用しないこと。
- (2) 提案書類に係る著作権の取扱い
提案書類に関する著作権は、応募者に帰属する。
ただし、本事業に係る場合に限り、市は提案書類に記載されたデータを使用できるものとする。
また、提案書類は返却しない。
- (3) 辞退について
事業実施を辞退する場合は、別途市が定める「辞退届」を提出すること。
なお、事業実施の辞退に伴う損害については、市は責任を負わない。

13 問い合わせ先

久喜市 環境経済部 環境課
〒346-0192 埼玉県久喜市菖蒲町新堀38番地
E-mail kankyo@city.kuki.lg.jp
電話 0480-85-1111 (内線365)
FAX 0480-85-1788